

12月1日から 道路交通法がかわります



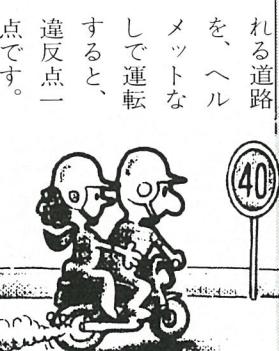
道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

主な改正内容は次のとおりです。

自動二輪・原動機付き自転車

ヘルメットの着用が義務づけられる



自動二輪車、原動機付き自転車の乗用ヘルメットの着用が、義務づけられました。

自動二輪車に乗る時は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四〇キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが、これからは、ヘルメットなしでは自動二輪車には乗れません。四〇キロ以上で走

専用道路では、二人乗りしてはいけません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るととも、ヘルメットをかぶらなければいけません。原動機付き自転車に乗つて買い物に出かけるお母さんたちも、必ず、ヘルメットをかぶつて運転しましょう。

暴走行為の禁止

ジグザグ運転
横列運転は
懲役六ヶ月

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

これまで、自動二輪車が道路を横いっぱいに広がって走つても、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、左側通行

自転車の通行安全

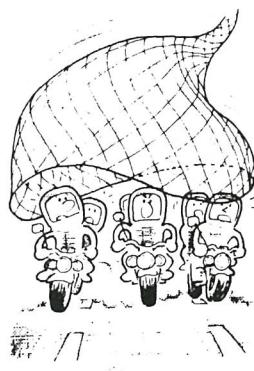
横断帯が新設されます

交差点への進入が一部禁止されます

横断帯が新設されます

交差点への進入が一部禁止されます

車線内では取り締まることができませんでした。



自転車で横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。幅一・五メートルの横断帯には、自転車の图标入りの標識や標示がつきますが、横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共に通になります。

車は横断帯の手前ではスピードを落し、自転車横断中は必ず一時停止をしなければなりません。また、横断帯の手前三十メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

このような事故を防ぐために、交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

これが、十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、共同して交通妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。罰則も厳しく懲役六月以下、罰金五万円以下。違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。